

公益財団法人さいたま市公園緑地協会

特定寄附金『緑の基金』募集の趣意書

公益財団法人さいたま市公園緑地協会は「公益目的事業を主たる目的とする法人」として埼玉県から「公益財団法人」の認定を受け、かつ税法上の「特定公益増進法人」と位置付けられている団体であり、都市緑化の推進及び新たな公園緑地のあり方を追求し、地域社会の健全な発展に寄与することを法人の理念としています。

当協会が運営母体である「緑の基金」は、地域住民に安らぎとゆとりをもたらすとともに、さいたま市内における市民の積極的な緑に対する連帯意識の確立を図り、地域がより緑あふれたうるおいのある街づくりを推進していくことを目的に設置され、みなさまや企業等団体からの寄附金や募金を活用し、都市の緑を創造・保全していく事業を展開しています。

つきましては、「緑の基金」の拡充を目的に、将来に亘る緑化推進事業及び緑化の普及・啓発事業のより一層の展開を図るため、多くみなさまに本趣旨へのご理解、ご賛同をいただき、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 理事長

特定寄附金『緑の基金』募集要項

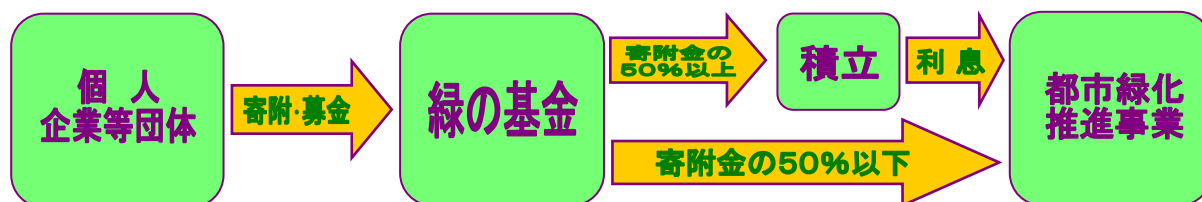
1 目的

さいたま市の将来に亘る緑化推進のための事業資金の拡充（積立て）と緑化の啓発及び普及事業の展開を目的に、みなさまや企業等団体から寄附金を募集するものです。

2 寄附金の使途

- ・将来に亘る緑化推進事業を行うための積立金（元本の拡充） ※寄附金額の 50/100 以上の額
- ・緑化の啓発・普及活動のための事業費（花の種配布等） ※寄附金額の 50/100 以下の額

3 「緑の基金」のしくみ



4 募集期間

毎事業年度4月1日 ～ 3月31日

5 募集対象

さいたま市民及び市内各団体等

6 申込方法

当協会へご連絡いただき、所定の「寄附金申込書」に必要事項をご記入のうえ、申し込みいただきます。申込用紙は、ホームページよりダウンロードできます。

指定口座への振込による寄附も受け入れていますが、振込手数料は申込者にご負担していただきますようお願いいたします。

◎ 寄附金受領後（振込の場合は入金確認後）、「寄附領収書」を発行いたします。

また、次の公園事務所で募金箱を設置しています。

- 【浦和区】 駒場運動公園管理事務所受付窓口
- 【南区】 別所沼公園管理事務所エントランス
- 【中央区】 下落合プール受付窓口
- 【緑区】 さぎ山記念公園管理事務所受付窓口
- 【大宮区】 大和田公園管理事務所受付窓口 / 天沼緑地（天沼テニス公園）管理事務所受付窓口
- 【西区】 三橋総合公園体育館受付窓口 / 秋葉の森総合公園管理事務所受付窓口
大宮花の丘農林公苑受付窓口
- 【岩槻区】 岩槻温水プール受付窓口 / 岩槻文化公園体育館受付窓口
川通公園管理事務所受付窓口
- 【見沼区】 堀崎公園受付窓口

7 寄附金控除について

特定公益増進法人である当協会へ寄附した場合、以下の税制優遇の対象となります。

【個人の場合】

所得税控除額 ① 1年間の特定寄附金の合計額－2千円

② 総所得金額等の合計額×40%－2千円

※ ①②のいずれか少ないほうの額

住民税控除 (寄附金の合計額－2千円) ×10% [市民税6%・県民税4%]

※ 住民税における寄附金控除は、各都道府県及び市町村の条例で指定されている場合のみ適用されますので、お住まいの都道府県及び市町村にお問い合わせください。

◎控除を受けるための手続きとして、確定申告が必要となります。

【法人の場合】

一般損金算入限度額 [(資本金の金額×2.5/1000+年間の所得額×2.5/100) ×1/2]

また、一般の寄附金とは別枠として、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。

特別損金算入限度額 [(資本金の金額×2.5/1000+年間の所得額×5/100) ×1/2]

※ 所得税法第78条該当の寄附金控除、または法人税法第37条第4項該当の特別損金算入限度の寄附金としての損金算入の対象となること及び、寄附金受領証は確定申告の際に、その証拠資料となります。

◎詳しくは、所轄の税務署または税理士にお尋ねください。

【問合せ・連絡・申込み先】

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 事業グループ

〒336-0021 さいたま市南区別所4丁目12番10号

Tel 048-836-5678 Fax 048-836-5200

※ 土日祝日及び年末年始を除く、平日9時00分～17時00分